

令和元年6月20日現在

機関番号：13101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2018

課題番号：26380605

研究課題名(和文) 利害調整機能と情報提供機能の数理モデル分析：連単の関係はどうあるべきか

研究課題名(英文) Mathematical analysis of coordination role and decision-facilitating role of accounting: Relation between consolidation and individual accounting

研究代表者

加井 久雄 (Kai, Hisao)

新潟大学・人文社会科学系・准教授

研究者番号：10303108

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：財務会計には利害調整機能と投資者への情報提供機能がある。日本では1990年代後半から会計基準の国際的調和化・統合化が進められた。その中で、投資者への情報提供機能を果たす会計情報であれば、利害調整機能も満足できるという主張や、情報提供は連結財務諸表が担い、利害調整は単体財務諸表が担うという主張がなされるようになった。

本研究は、契約理論(エージェンシー理論)を用いて、経営者と株主の利害調整に求められる会計情報の属性と投資家の意思決定に有用な会計上の属性が異なることを明らかにした。また、状況によっては利害調整には単体財務諸表よりも連結財務諸表の方が良いことも明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで数理モデル研究者によって一般的な状況で利害調整機能と情報提供機能は異なることは指摘されていた。本研究は、会計基準の国際的調和化の文脈で利害調整機能と情報提供機能を分析している点に学術的意義がある。また、投資者への情報提供には連結財務諸表だけで十分、あるいは、利害調整には単体財務諸表だけ有用といった主張が見られるが、この点についても、それぞれが主張が妥当となる条件を明らかにしている点に社会的意義がある。

研究成果の概要(英文)：Financial accounting has a coordination role of conflicts and decision-facilitating role. Since the late 1990s, the Japanese accounting standards has been converged with the International Accounting Standards. During the development, there are some arguments that if the accounting information satisfies the role of decision-facilitating, it also satisfies the role of coordinating the conflicts and that consolidated financial statements are in charge of the role of decision-facilitating and individual financial statements are in charge of the coordination role.

Using the contract theory (agency theory), this study shows that there are some differences between the accounting information characteristics of coordinating the conflict of managers and stockholders and those of decision-facilitating. In addition, this study shows that, in some conditions, consolidated financial statements coordinate the conflict between managers and stockholders better than individual financial statements.

研究分野：国際会計基準の統合化の歴史的数理的分析

キーワード：国際会計基準 IFRS 利害調整 情報提供 連結財務諸表 個別財務諸表 単体財務諸表 連単分離

1. 研究開始当初の背景

「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」(1998年6月)では、上場会社について、株主への情報提供と投資者への情報提供は実質的に同じであるとしている。この「研究会報告書」の延長線上に現在の日本の会計制度はあり、「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(2013年6月、企業会計審議会)は、金融商品取引法上の単体財務諸表の簡素化を提言している。しかし、以下に見るように、上場会社について、株主への情報提供と投資者への情報提供は実質的に同じであるという主張には再検討を加える必要がある。

商法会計制度研究からこの問題を検討すると、顛末報告と状況報告は異なることを認識すべきである。一般に、商法会計の目的は債権者保護と出資者保護にある。出資者保護は、(a)利益調整、(b)顛末報告、(c)状況報告からなり、出資者保護における顛末報告と状況報告の違いは、経営者による報告が法的に有効となるのに出資者の承認が必要か否かであり、顛末報告では出資者による承認が必要であるのに対し、状況報告では必要ない。また、監査の役割として、顛末報告では狭義の会計監査のみならず業務監査も求められるのに対して、状況報告では業務監査は求められず、狭義の会計監査のみが求められる。「研究会報告書」は出資者への「顛末報告」と「状況報告」を区別していないし、両者は実質的に同じであることを論証しているわけでもない。

契約理論(エージェンシー理論)を応用してこの問題を検討すると、経営者のモラル・ハザード抑止に有用な会計情報と企業価値推定に有用な会計情報は異なることを認識すべきである。契約理論(エージェンシー理論)に基づく会計研究によれば、経営者のモラル・ハザードを抑止するために設計される経営者と株主の間の報酬契約に有用な会計情報の属性(モラル・ハザードを防止するのに最適な報酬契約から導出される会計情報の属性)と投資家が企業価値を推定するのに有用な会計情報の属性は異なる。利害調整(経営者報酬契約)に有用な会計情報の属性は、経営者の行動に対する会計指標の感受性であり、情報提供(企業価値の推定)に有用な会計情報の属性は、企業価値と会計指標の相関や会計指標の分散である。

国際会計基準への対応への観点からこの問題を検討すると、連結財務諸表と単体財務諸表は相互補完関係にあることを認識すべきである。日本の国際会計基準への対応として、連単の関係が重要な論点となっている。連結財務諸表が投資者への情報提供を担い、単体財務諸表が利害調整などを担うと単純に割り切って理解され、会社法会計(商法会計)と金融商品取引法会計(証券取引法会計、企業会計)は実質一元化していることから、金融商品取引法上の単体財務諸表の開示の簡素化が進められようとしている。しかし、連結財務諸表だけが投資情報提供を担い、単体財務諸表だけが利害調整を担うわけではなく、連結財務諸表と単体財務諸表は互いに投資情報提供と利害調整に関して補完的な関係にある。財務諸表を企業価値に関するシグナルとみなせば、一つのシグナルよりも性質の異なる複数のシグナルを投資者が受け取れる方が投資者の意思決定の質は高まる。このように考えると、会社法会計(商法会計)と金融商品取引法会計(証券取引法会計、企業会計)の一元化の努力は、財務会計の利害調整と情報提供という二つの機能を共に低下させているかもしれない。

2. 研究の目的

本研究は、会社法会計と金融商品取引法会計の一元化の効果を、契約理論を使って再検討する。財務会計の利害調整機能は株主や投資者への情報提供機能に包含されるものではなく、二つの機能は異なる内容を持つことを契約理論を利用して示す。より具体的にはLEN(Linear Exponential Normal-distribution)モデルを利用する。さらに、単体財務諸表だけが利害調整機能を担い、連結財務諸表だけが情報提供機能を担うのではなく、連単は相互補完しながら二つの会計機能を担うことも明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は、国際会計基準への統合化の文脈において、契約理論(エージェンシー理論)を利用して会社法会計と金融商品取引法会計の一元化や財務会計の利害調整機能と情報提供機能の再検討を目的としている。

本研究の方法は次のとおりである。まず、商法・会社法会計や証券取引法・金融商品取引法会計に関する制度研究の調査を行なった。第二に、既存の制度研究の成果を契約理論(エージェンシー理論)の枠組みで整理・再解釈を行なった。第三に、利害調整機能と情報提供機能の違いを分析するための数理モデルを開発した。具体的にはいわゆるLENモデル(報酬契約は線形、経営者の報酬関数は負の指数関数、攪乱項は正規分布に従うモデル)を利用した。

4. 研究成果

利害調整機能と情報提供機能の検討：

加井 (2014) は、利害調整会計が投資意思決定会計の一部ではないこと、あるいは、両者が実質的同じとは言えないことを先行研究の調査によって確認した。そこでは、利害調整会計の内容を検討するに当たり、経営者報酬契約と負債契約に着目し、財務会計の契約支援機能の分析をもって利害調整会計の内容の検討をした。そして、会計基準の国際的統合化に向けて、次のような含意を得ている。

Ball et al. (2008) や Watts (2003) の主張が正しければ、保守主義の程度を高めることで、投資家(株主)と経営者間の情報の非対称性と債権者と経営者(株主)間の情報の非対称性は共に緩和される。

しかし、Ball et al. (2008) や Watts (2003) の主張と異なり、Gigler et al. (2009) が示したように、保守主義の程度を高めると負債契約の効率性が低下するならば、会計基準設定機関はトレードオフ問題に直面することになる。

もっとも、Ball et al. (2008) や Watts (2003) の主張が正しくても、最適な保守主義の程度は国によって異なる。経営者報酬との関係でいえば、経営者への罰則が緩いほど保守主義の程度が強くなるのが効率的であり、経営者への罰則が厳しいほど保守主義の程度を弱くするのが効率的である。国によって法律上の経営者の罰則の程度は異なるから、最適な保守主義の程度が国によって異なり、国際的に統一的な保守主義の程度を決めることができなくなる。

Bushman et al. (2006) は、経営者報酬契約支援機能の観点からは、経営者の努力を推測するのに役立つ会計情報が求められ、投資意思決定との関係では、株価との相関が高い会計情報が求められることを示している。これは、利害調整会計が投資意思決定会計の部分集合ではないことを意味する。

Drymiotis and Hemmer (2013) は、保守主義の程度を報酬契約の決定変数の一つとした上で、保守主義の程度は報酬契約と投資決定に影響を与えないことを示した。ただし、彼らは、経営者の有限責任を考慮していない。Kwon et al. (2001) の結果から、経営者の有限責任制約を考慮したら、経営者報酬契約は保守主義の影響を受けるかもしれない。他方、投資家が合理的であれば、投資家は発生主義会計の反転可能性を織り込んだ価格付けを行なうから、株式投資決定に保守主義は影響を与えないかもしれない。

これらを踏まえ、三つの場合を考えることができる。

一つは、(条件付き)保守主義のように費用や収益の認識を変えても、利害調整会計と投資意思決定会計の内実には何の影響も与えない場合である。この場合、基準設定は楽であるけれども、そもそも発生主義会計そのものの存在意義が問われる。

二つ目の場合は、保守主義は投資意思決定には影響を与えないものの、経営者報酬契約と負債契約に影響を与える場合である。二つの契約で最適な保守主義の程度が異なれば、基準設定はトレードオフに直面する。経営者有限責任制約の厳しさに応じて、経営者報酬契約の観点から最適な保守主義の程度を選択すれば、負債契約の観点からは過大な保守主義である。また、負債契約の観点から最適な保守主義の程度を選択すれば、報酬契約の観点からは過小な保守主義である。債権者の法的保護が強いほど、集中が進む。株式は分散投資し、金銭債権投資は集中するとなると、Ball et al. (2008) に従えば、最適な保守主義の程度は強くなり、逆に、Gigler et al. (2009) 、最適な保守主義の程度は弱くなる。いずれにしても、経営者の罰則規則だけでなく債権者保護規則も最適な保守主義の程度に影響を与えることになる。これは、国によって経営者の罰則規則や債権者保護規則の実質が異なることから、国によって会計に求められる最適な保守主義の程度が異なることを意味する。

三つ目の場合は、二つの契約だけでなく、投資意思決定も保守主義の影響を受ける場合である。この場合、投資家や株主、経営者、債権者の相互作用を考慮した研究が必要であるけれども、LEN フレームワークの開発のような革新的な分析ツールを生み出す必要がある。

連結財務諸表の基礎の検討 (単体財務諸表の統合比率の検討)：

周知のとおり、連結財務諸表は連結集団を構成する親会社や子会社の単体財務諸表を基礎にして作成される。連結財務諸表よりも単体財務諸表の方が利害調整に役立つと言われるが、親会社の経営者や子会社の経営者の業績評価 (経営者と株主の利害調整) においては、経営を任されている会社の単体財務諸表だけでなく、連結集団の他の会社の単体財務諸表を利用する、あるいは、連結財務諸表を利用する方が、業績評価に有益であることを示した。

例えば、加井 (2016a) は、研究内容は次のとおりである。この研究は会計基準の統合を巡る重要な論点である連単分離論の妥当性を検証するための準備的な研究成果を示すものであ

る。連結の範囲を巡り、親会社と異質の事業を営む子会社を連結するべきか否かについては、意見対立があり、異質性の概念は必ずしも明確ではなかった。これについて、この研究は事業の異質性を明確に定義した。つまり、経営者の行動が他社の業績指標に影響を与えず、かつ、業績指標間に相関がないことを事業が完全に異質であることの定義とし、子会社の事業が完全に異質な場合、基本的なモデルでは子会社の業績を連結しないことが最適なことを報酬契約から明らかにした。

利益操作の影響を考察するために、業績指標の操作として、会計的操作や実態的操作、移転的操作の三種類を定義し、それぞれについて最適な報酬契約を明らかにした。企業価値に直接影響するかどうかの違いはあるものの、会計的操作と実態的操作は本質的には同じであり、経営者のリスク回避度が小さいほど、親会社と子会社の単体の業績指標を合算する最適な比率はゼロに収束する。つまり、経営者のリスク回避度が小さいほど、株主はリスク・プレミアムを削減するために親会社業績指標を使用する必要性が減り、親会社経営者の操作の影響を受けない子会社の業績指標を使って親会社経営者を動機づける程度が強まる。また、子会社の事業の異質性が強いほど、会計的操作・実態的操作の場合には、子会社の業績指標を親会社経営者の動機づけに利用しなくなる。対照的に、移転的操作の場合、経営者のリスク回避度が小さいほど、親会社と子会社の業績指標の最適報酬契約における利用度は等しくなる。同様に、移転的操作の場合、子会社事業の異質性が強まるほど、条件つきながら、親会社と子会社の業績指標の最適報酬契約における利用度は等しくなる。移転的操作の場合、親会社と子会社の業績指標の単純合算が最適になる可能性があることに注意すべきである。

さらなるモデル分析や実証分析に際しては、どの種類の利益操作が企業の利用可能な主たる利益操作なのかを考慮することの重要性を本研究は明らかにしている。

加井 (2016a) の最後では、報酬契約と開示について触れている。参照点として株価に基づく報酬契約の場合を検討している。株価に基づく報酬契約と比べて業績指標に基づく報酬契約の方は業績指標の経営者行動に対する反応度にも報酬契約は依存し、報酬契約と投資家の反応とは関係するパラメータやパラメータの利用のされ方が異なることを確認した。つまり、業績指標に基づく報酬契約を前提とすると、連結の合算比率に焦点を当てても、利害調整に資する会計情報は投資家の意思決定に資する会計情報の真の部分集合ではないことを示した。

グローバル経営の手段としての国際会計基準 (IFRS) :

本研究を進めるにつれて、国際会計基準 (IFRS) を使って経営基盤を作り直す企業が多国籍企業を中心に存在することが明らかになった。多国籍企業の本社と在外子会社との間には情報の非対称性がある。つまり、本社経営者は、在外子会社の置かれた環境を在外子会社の経営者ほどには知らず、また、在外子会社の単体財務諸表作成に利用される会計基準や在外子会社独自の経営管理に関する知識にも差異がある。このため、本社が在外子会社 (あるいは在外子会社の経営者) の適切な業績評価を行うのが難しい状況にあった。したがって、在外子会社の経営者の業績評価に在外子会社の単体財務諸表は利用されてこなかった。しかし、国際会計基準を多国籍企業全体の経営管理の基盤とすることで、在外子会社の単体財務諸表の作成基準を本社が理解することは容易になる。在外子会社の経営者の業績評価にその単体財務諸表が利用されるようになると、在外子会社の単体財務諸表の数字を操作する誘引が在外子会社の経営者に生じる。さらに、多国籍企業全体で国際会計基準に統一化することで会計機能を集約化することができる。これはメリットであるが、一方で、在外子会社などの現地の事情に精通しない会計スタッフが増加し、会計情報から経営改善のための有益な助言をする機能が低下する恐れがある。このような問題意識から多国籍企業の企業集団内の会計基準の統一化を研究した。例えば、加井 (2017a) は、本社が会計部門と生産部門との距離 (会計基準の統一化の程度) を決めることができる場合を分析し、加井 (2017b) は、会計部門と生産部門との距離が固定的な場合を分析している。これらの研究は、国際会計基準をグループで統一的に採用しても、短期的には在外子会社の経営者の業績操作行動に影響を与えないものの、長期的には在外子会社の経営者による業績操作行動を増大させることなどを明らかにしている。

なお、研究対象が管理会計分野にも及んだことから、派生的に原価計算基準に関しても研究を行った。

(参考文献)

- Ball, Ray, Ashok Robin, and Gil Sadka (2008) Is financial reporting shaped by equity markets or by debt markets? An international study of timeliness and conservatism, *Review of Accounting Studies*, 13, 168–205.

- Bushman, Robert, Ellen Engel, and Abbie Smith (2006) An analysis of the relation between the stewardship and valuation roles of earnings, *Journal of Accounting Research*, 44(1), 53–83.
- Drymotes, George and Thomas Hemmer (2013) On the stewardship and valuation implications of accrual accounting systems, *Journal of Accounting Research*, 51(2), 281–334.
- Gigler, Frank, Chandra Kanodia, Harsh Sapra, and Raghu Venugopalan (2009) Accounting Conservatism and the Efficiency of Debt Contracts, *Journal of Accounting Research*, 47(3), 767–797.
- Kwon, Young K, D Paul Newman, and Yoon S Suh (2001) The demand for accounting conservatism for management control, *Review of Accounting Studies*, 6(1), 29–52.
- Watts, Ross (2003) Conservatism in accounting part I: explanations and implications, *Accounting Horizons*, 17(3), 207–221.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計9件）

- ①加井久雄（2014）「利害調整会計研究の現状：会計基準の国際的統合化への含意」，『新潟大学経済論集』，第97号，63–78。査読なし。
- ②加井久雄（2015）「事業間取引がない場合の事業の業績指標の統合比率の検討」，『新潟大学経済論集』，第98号，73–104。査読なし。
- ③加井久雄（2016a）「利益操作と親子単体利益の統合比率」，『新潟大学経済論集』，第100号(2015-II)，43–68。査読なし。
- ④加井久雄（2016b）「財務会計研究における帰無仮説検定の問題点」，『会計』，第189巻第4号，2016年4月号，27–38。査読なし。
- ⑤加井久雄（2016c）「IFRS適用が財務会計と管理会計の関係に与える影響の検討」，『産業経理』第76巻第1号，2016年4月，134–141。査読なし。
- ⑥加井久雄（2016d）「企業集団内の会計基準の統一化が報酬契約に与える影響の分析」，『新潟大学経済論集』第101号，23–43。査読なし。
- ⑦加井久雄（2017a）「企業集団内の統一会計基準の性質と組織構造」『新潟大学経済論集』103号（2017-I），41–53。査読なし。
- ⑧加井久雄（2017b）「企業集団内の統一的会計基準と会計部門の活動」『会計』192（4）10月号，28–39。査読なし。
- ⑨加井久雄（2018）「『原価計算基準』の設定と維持の法的根拠の変遷」『会計』194(2)，69–81。査読なし。

〔学会発表〕（計5件）

- ①加井久雄，「企業属性と会計情報の統合：経営者報酬契約と開示の視点からの検討」，日本会計研究学会第73回大会（横浜国立大学），自由論題報告，2014年9月6日。
- ②加井久雄（Hisao Kai），An Analysis of Different Accounting Standards for Different Purposes Approach to Global Accounting Convergence, 38th EAA Annual Congress, Parallel Session. SECC, Glasgow, Scotland, 2015年4月28日。

③加井久雄, 「契約と開示における親会社と子会社の業績指標の利用」, 日本会計研究学会第74回大会(神戸大学), 自由論題報告, 2015年9月8日。

④加井久雄 (Hisao Kai), Is Adoption of IFRS Good for MNCs? 39th EAA Annual Congress, Research Forum, MECC Maastricht, Maastricht, Netherlands, 2016年5月13日。

⑤加井久雄 (Hisao Kai), Optimal distance between accounting manager and productive manager, 40th EAA Annual Congress, Research Forum, Valencia, Spain, 2017年5月11日。

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年:
国内外の別:

○取得状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者
研究分担者氏名:
ローマ字氏名:
所属研究機関名:
部局名:
職名:
研究者番号(8桁):

(2) 研究協力者
研究協力者氏名:
ローマ字氏名:

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。